

令和7年度 私立専修学校教育環境整備費助成事業のご案内

都内私立専修学校の教育の充実及び教職員の資質向上を図るため、教育環境の整備に要する経費の一部を助成します。

助成金には「教育設備装置整備」と「研究及び教育用図書等整備」の2種類があります。

- ◆交付対象者 都内に所在する私立専修学校（高等課程又は専門課程）の設置者
- ◆助成対象経費 学校が令和7年4月1日から12月末日までに整備を完了した購入品等
※国等が実施する同種の助成事業との重複申請はできません。

◆申請期間 **令和7年6月2日（月）～7月31日（木）**

助成金	(1) 教育設備装置整備 (高等課程及び専門課程が対象)	(2) 図書等（研究及び教育用図書等整備） (専門課程が対象)
	主な利用者	高等課程及び専門課程の学生等、教員
助成対象	申請年度から使用する教育用の機械器具、その他の設備の購入に要する経費及びパソコンリース品のリース料で、一定の要件を満たすもの	申請年度から使用する教職員の研究又は教育用図書等の購入に要する経費及びパソコンリース品のリース料で、一定の要件を満たすもの
対象経費(税込)	本体購入費、パソコンリース品、付帯工事費（本体整備費の1/2以内）	図書等購入費、パソコンリース品 学術書・専門書などの図書、模型・DVDソフト・パソコンソフトなどの標本、パソコン・DVDプレイヤーなどの機械、各種計測器・顕微鏡などの器具
	一式300万円以上2,000万円未満	50万円以上300万円未満
単価(税込)	10,000円以上	2,000円以上
リース	パソコンリース品は1校1契約、引き続き4回まで、1設置者あたり500万円未満	
申請限度額	(1) 及び (2) に掲げる経費、1設置者当たり合計2,000万円未満まで（ただし、パソコンリース品はそのうち500万円未満まで）	

助成金申請にあたっては、財団ホームページに掲載している「しおり」を必ずご確認ください。

個別事前相談

助成対象の可否や申請方法等についてご不明点がございましたら、契約締結前にぜひ事前相談をご活用ください。見積書等をお持ちいただき対面でご相談いただくことで、電話やメールによるお問合せよりもより具体的に回答できる場合もあります。

事前相談の申し込み、その他ご不明点については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

公益財団法人東京都私学財団 振興部振興課



〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階
 電話：03-5206-7923
 振興課専用アドレス：shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp
 URL：https://www.shigaku-tokyo.or.jp/

<助成対象物品について>

本助成金では、整備しようとする物品の種類及び用途により助成対象の適否を判断します。

教育設備装置整備の場合は「教育用」で使用するもの、研究及び教育用図書等整備の場合は「教育用」「研究用」で使用するものが助成対象となります。

《助成対象となる物品の概念》

【教育用】

原則授業中に利用するもので、授業で学ぶ内容自体の質を直接的に向上させる効果があるもの

【研究用】

教職員が授業内容自体の質を向上させるための研究に利用されるもの

[例]

調理実習で使用するオープン、美容実習で使用する洗面台、歯科実習で使用する歯科用ユニットなどが申請の対象となります。

ご注意点

一般的な什器・備品等、直接的に教育効果を高めているとは言えない「管理用」と判断される購入品等は助成対象外となります。

詳しくは、事前相談等によりご説明させていただきますので、財団までお問合せください。

[助成対象外の例]

事項	対象外の例
直接的に教育効果が期待できないもの	例) PC収納カート、iPadカバー(※ただし、キーボード付きカバーは対象)、給電キャビネット、端末の購入を伴わない通信環境整備 等
管理用の物品	例) 学校全体にかかるサーバー、復元ソフト、職員室や事務室のアクセスポイント、UPS 等
付属品のみ	例) Apple Pencilのみ購入(iPad購入なし)、カメラの三脚のみ購入 等
既存品に係る費用	例) 既存品撤去費、既存品の調整費、既存品の付属品のみ購入 等
消耗品	例) 実験用の記入用紙、SDカード、雑誌、タブレット端末の保護フィルム 等
予備品	例) 当年度使用せず、翌年度用として事前に準備した備品 等
一般的な什器等(専門性のないもの)	通常、学校に備わっている備品は対象外 例) 普通の机、椅子、黒板、電源タップ 等
自己所有とはならないもの	例) クラウドサーバー 等
保守・保証費用	例) PC等購入品の保守・保証費用 等
付帯工事費以外の役務的費用	例) 調整費・交通費・労務費・撤去費・運搬費・修繕費・諸経費・現場管理費 電源確保の工事費用 等 ※購入した機器の付帯工事費は機器の金額の2分の1以内でなければならない
その他	例) 専門性が限りなく低い作業費 等

◇◇◇ 年間スケジュール ◇◇◇
対象事業期間（4月1日～12月末日）

設置者→財団		財団→設置者	
6月2日(月) ～ 7月31日(木)	申請受付開始 申請締切(最終日消印有効)※1	6月上旬 ～ 11月下旬	財団審査 現地調査 確認書提出依頼 確認書受領
11月中	確認書提出※2	12月中旬	助成金交付審査会 助成金交付決定通知発送
12月中旬	助成金交付決定通知受領	12月下旬	助成金交付
12月下旬	助成金受領		
令和7年12月末日までに対象事業を終了			
1月9日(金)まで	(事業変更があった場合) 事業内容変更承認申請書提出		
1月23日(金)まで	実績報告書提出		
3月上旬	助成金交付確通知受領	3月上旬	助成金交付確定通知発送
3月中旬	(確定通知後に精算の必要が生じた場合) 助成金の返還		
5月末	収支決算書提出		

※1 申請書の早期提出に、ご協力をお願いいたします。

締め切り後の提出は、受け付けられませんのでご注意ください。

※2 確認書提出後内容に変更が生じた場合、11月末日までに

速やかにご連絡ください。